

白河民商

発行所
白河市天神町28
白河民商工会
TEL(27)3161

毎週発行

白河民商
ホームページ
<http://shirakawa-minshou.com/>

メールアドレス
shirakawa-minshou@isis.ocn.ne.jp



独りで悩んでいませんか？

『無料法律相談』

7月は、14日(木)午後4時から

希望者の方は、事前に白河民商までご連絡を

国民平和大行進 2022



【NTT 前でのスタンディング集会】

この大行進は北海道から東京までの大行進です。午後1時に開かれた集会には26人が参加し、日本原水協に加盟している各団体が平和への決意表明をしました。白河民商からは二宮会長が平和と核廃絶を訴えました。



【決意表明をする二宮会長】



【栃木県への引継ぎ式の様子】

7月2日(土)、国民平和大行進が矢吹町から白河に引き継がれ、白河駅前(NTT前)にてスタンディングで市民に呼びかけました。

白河民商から
6名参加

白河での集会ののち那須町の夕狩公民館へ移動し、栃木県に引き継ぎました。白河民商からは会長をはじめ役員、事務局合わせ6人が参加しました。

10の心得 税務調査



1 自主申告は権利
自主申告こそ納税者の基本的な権利です(国税通則法16条)



2 信頼できる立会人を
納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですすめること。「立ち会い理由の青色取消は不当」(春日裁判・東京高裁判決1993年2月23日に確定)



3 承諾なしの侵入は違法
納税者の承諾なしに工場や店内に入るとは違法です。事務所、工場、店内、まして自宅一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」(憲法35条・住居の不可侵)



4 印鑑は命
印鑑は命。税務署員に「押印」を求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類(質問応答記録書など)でもその場ですく押さず、よく考えてからにすること(公務員の職務乱用罪・刑法193条)

10の心得 税務調査についての

みなさんの知恵と経験を出し合って、不当な税務調査を許さない活動を強めましょう



5 相手の身分確認を
税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確認すること(国税通則法74条13)



6 不都合なら断りを
事前通知を行うことが法定化されました。調査の日時、調査の場所について都合の悪いときは変更させることができます。事前通知のない調査のときはその理由を確認すること(国税通則法74条9、憲法13条・31条、国税庁の税務調査方針)



7 調査は目的の範囲に
調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」(憲法13条・31条、国税庁の税務調査方針)



8 承諾なしの反面調査は断る
納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ない認められた場合に限り行う」(国税庁の税務調査方針)



9 調査理由を確かめよう
どんな理由で何の調査で来たのか理由を確かめること。「調査理由を開示すること」(憲法13条・31条、第72回国会議員提案、1974年6月3日)



10 勝手な取り調べは違法
検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法。(北村人権裁判・大阪高裁判決、1998年3月19日に確定)また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと

7月10日は税務署の異動日です。本格的に税務調査が始まります。10の心得を確認し、突然の訪問に対応していきましょう。

小豆島の手延べそうめん 大..1, 900円
入荷しました 小..1, 300円

鹿島神社の大鳥居が荘厳に完成!



鹿島神社の入り口に建つ鳥居は、103年を経過して腐食が進んでいたため建て直し工事が行われ、この度新たな鳥居が完成しました。工事はまず材料を探すことから始まり、直径1.5メートルの杉の立木を探すのに大変苦労したといいます。なんとか白河から1本、西郷から1本の新杉を確保することができました。完成した鳥居は白木のままで、それはまさに荘厳に輝いています。商売繁盛の祈願も含めて一度お出かけになってみてはいかがでしょうか。